



# 鳥取県公報

平成 18 年 12 月 26 日(火)  
号外第 174 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例 (77) (県民室) . . . . .	7
	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (78) (指導管理室) . . . . .	9
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (79) (住宅政策課) . . . . .	17
	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (80) (水産課) . . . . .	21
	鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例 (81) (監査委員事務局) . . . . .	25
	鳥取県総合開発審議会条例等を廃止する条例 (82) (政策法務室) . . . . .	27

## ====公布された条例のあらまし====

## ◇鳥取県情報公開条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 県民等（県民、県内の事業所等をいう。以下同じ。）以外の者からの開示申出については、実施機関は、公文書の開示に応ずるよう努めることとしているが、その手続は、条例上明示されていない。また、開示申出があった場合において、開示しようとする公文書に第三者に関する情報が含まれているときの当該第三者の保護が必ずしも十分ではない。そのため、開示申出に係る開示手続の明確化及び当該第三者の保護に関し必要な規定の整備を行う。
- (2) 県民等からの開示請求に基づく開示決定等に当たり、第三者に関する情報が含まれている公文書について、実施機関が非開示決定、部分開示決定を行い、又は公文書の存否を明らかにせず開示決定を拒否することにより、当該第三者が意見書提出の機会を与えられなかった場合であって、当該開示決定等に対し開示請求者が不服申立てを行ったときに、実施機関から諮問を受けた鳥取県情報公開審議会が開示すべき旨を答申すると、当該第三者は、意見書提出の機会を与えられないまま公文書が開示されてしまうこととなる。そのため、当該第三者の保護に関し必要な規定の整備を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 県民等以外の者からの開示申出について、次のとおり必要な規定の整備を行う。
  - ア 開示手続は、イ及びウに係る部分等を除き、県民等からの開示請求の場合の例によることを条例上明示する。
    - イ 開示しようとする公文書に第三者に関する情報が含まれている場合は、次の場合を除き、当該第三者に意見書提出の機会を与えることとする。
      - (ア) 当該第三者の所在が判明しないとき。
      - (イ) 当該第三者に関する情報が非開示情報に該当しないことが明らかであるとき。
    - ウ イにより意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示により支障を生ずる旨を意見書により回答したときは、当該部分は開示しないこととする。
  - (2) 県民等からの開示請求に基づく開示決定について、鳥取県情報公開審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、(1)のイの(ア)の場合を除き、実施機関から意見書提出の機会を付与されなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならないこととする。
  - (3) その他所要の規定の整備を行う。
  - (4) 施行期日等
    - ア 施行期日は、公布の日とする。
    - イ 改正後の条例の規定は、施行日前に開示請求又は開示申出があったもののうち、改正後の条例の内容が適用できるものについても適用する。

## ◇鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平確保を図るため、法令又は条例に定めがないことによりこれまで手数料を徴収していなかった各種証明書の発行事務について、当該証明書の発行に関し手数料を新たに徴収するとともに、既存の手数料の額を見直す等の改正を行う。
- (2) 道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用物件として道路の区域内の地面に設けられる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具が加えられたことに伴い、当該占用物件について徴収する占用料の額を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正
  - ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
(ア) 認証した旨を附記した宗教法人の規則の謄本の再交付	1 件につき650円
(イ) 行政書士試験の合格証明書の交付	1 件につき650円
(ウ) 地方公務員として県に在職した履歴、退職その他の事実の証明	1 件につき650円
(エ) 県立保育専門学院、看護師等養成施設、歯科衛生専門学校、高等技術専門学校及び農業大学校における成績証明書及び卒業証明書の交付（卒業した者に対し交付するものに限る。）	1 件につき420円
(オ) 道路の幅員に関する証明書の交付	1 件につき650円
(カ) 採石業者登録証の再交付	1 件につき4,500円
(キ) 採石業務管理者試験合格証又は業務管理者認定証の再交付	1 件につき2,000円
(ク) 砂利採取業者登録証の再交付	1 件につき4,500円
(ケ) 砂利採取業務主任者試験合格証又は業務主任者認定証の再交付	1 件につき2,000円
(コ) 建築士事務所の登録に関する証明書の交付	1 件につき650円
(サ) 教育職員の免許状の授与又は交付に関する証明書の交付	1 件につき650円
(シ) 県立高等学校又は特別支援学校における単位修得、学習成績、卒業、修了その他の証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）	1 件につき420円

イ 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
(ア) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1 件につき	7,000円	8,000円
(イ) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1 件につき	630円	650円
(ウ) 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付	用紙1 枚につき	600円	650円
(エ) 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付	用紙1 枚につき	520円	650円
(オ) 漁船の登録の謄本の交付	用紙1 枚につき	440円	650円
(カ) 建設業の許可に関する証明書の交付	1 通につき	400円	650円
(キ) 解体工事業者の登録に関する証明書の交付	1 件につき	400円	650円

ウ 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
(ア) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付	1 件につき	700円	650円
(イ) 計量証明事業の登録簿の謄本の交付	用紙1 枚につき	760円	650円
(ウ) 浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	用紙1 枚につき	680円	650円

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正

次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
建築確認台帳に記載された事項に関する証明書の交付	1 件につき650円

(3) 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正

ア 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
検査証明書、予防接種証明書、家畜薬浴証明書、家畜投薬証明書及び無病証明書の交付	1 件につき	850円	420円

イ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり新たに占用料を徴収する。

占用物件	単位	占用料の額	
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用
道路の区域内の地面に設けられる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額	近傍類似の土地の時価に0.0189を乗じて得た額

イ その他所要の規定の整備を行う。

(5) 鳥取県警察手数料条例の一部改正

次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現 行	改正後
自動車の保管場所の確保を証する書面の再交付	1件につき	400円	650円

(6) 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(4)は、同年1月4日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

八東第1団地の八頭町への事業主体の変更に伴い当該県営住宅を廃止するとともに、県営住宅の建替等に伴う所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅から八東第1団地を除く。
- (2) 県営住宅の位置について所要の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年1月1日とする(1)を除き、公布の日とする。

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 市場運営の適正化を図るため、市場施設の利用に係る許可等の制度について所要の改正を行う。
- (2) 受益と負担の公平確保を図るため、卸売業務施設の利用に係る使用料について所要の改正を行うとともに、不正の行為により市場施設の利用に係る使用料の徴収を免れた者に対し、過料を科する。
- (3) 施設の有効活用を図るため、市場施設のうち仲卸店舗を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 卸売業務施設の仲卸業務のための利用について、許可制度を設ける。
- (2) 卸売業者が定める受託契約約款に係る承認制度を届出制度に改める。
- (3) 次の表の区分の欄に掲げる市場施設の利用について、同表の使用料の欄に定めるところにより使用料を徴収する。

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
卸売業務施設	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円
	仕立場のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円

(4) 不正の行為により市場施設の利用に係る使用料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当す

る金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）の過料に処する。

(5) 仲卸店舗に係る規定を削る。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(5)は規則で定める日から、イは同年3月1日から施行する。

イ 卸売業務施設における仲卸業務の許可を受けようとする者の申請等の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

#### ◇鳥取県監査委員条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部が改正され、これまで4人とされていた都道府県の監査委員の定数を条例で増加することができるようになったことにかんがみ、監査の充実・強化を図るため、監査委員の定数を増員する。

(2) (1)のほか、定期監査の着手時期を早めることにより監査の充実を図る。

##### 2 条例の概要

(1) 監査委員の定数を6人（現行 4人）とする。

(2) 定期監査の実施期間を、毎年4月から10月まで（現行 毎年6月から10月まで）とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、イは、公布の日から施行する。

イ 定数増加に伴う新たな監査委員の任命等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

#### ◇鳥取県総合開発審議会条例等の廃止について

##### 1 条例の廃止理由

必要性の薄れている条例等を一括して廃止する。

##### 2 条例の概要

(1) 次の条例は、廃止する。

ア 鳥取県総合開発審議会条例

イ 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

ウ 市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

エ 鳥取県農業振興審議会設置条例

オ 鳥取県漁業協同組合合併助成条例

カ 鳥取県農林団体組織整備助成条例

キ 恩給の年額の昭和48年改定に関する条例

ク 恩給の年額の昭和61年改定に関する条例

ケ 恩給の年額の昭和62年改定に関する条例

コ 恩給の年額の昭和63年改定に関する条例

サ 恩給の年額の平成元年改定に関する条例

シ 平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例

ス 恩給の年額の平成2年改定に関する条例

セ 恩給の年額の平成3年改定に関する条例

ソ 恩給の年額の平成4年改定に関する条例

(2) 施行期日等

ア この条例は、公布の日から施行する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第77号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（開示請求者以外への公文書の開示）</p> <p>第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出（以下「開示申出」という。）があったときは、<u>第6条から前条まで（第7条第5項及び第6項、第11条並びに第14条を除く。）の規定の例により、これに応ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、第三者に関する情報が含まれている公文書を開示する旨を、開示申出をした者に対し回答しようとする場合には、当該回答に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないとき、及び当該第三者に関する情報が第9条第2項各号に掲げる情報のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合には、当該意見書において開示されることにより支障が生ずるものとされた情報を開示しないものとする。</u></p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は</p>	<p>（開示請求者以外への公文書の開示）</p> <p>第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示を求める申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は</p>

<p>資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。</p> <p>2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定により不服申立人等又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該不服申立人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した不服申立人等以外の不服申立人等に送付するものとする。</p>	<p>資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 審議会は、前項の意見書又は資料が提出されたときは、その写しを当該意見書又は資料を提出した不服申立人等以外の不服申立人等に送付するものとする。</p>
---	--

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新条例の適用)

2 改正後の鳥取県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日前に改正前の鳥取県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による開示請求又は旧条例第16条の規定による開示の申出があったもののうち、新条例第16条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の規定による手続をとることができるものについても適用する。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第78号**

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下この条において「移動後号等」という。)が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等(以下この条において「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等(以下この条において「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p><u>(1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第14条の規定により認証した旨を附記した宗教法人の規則の謄本の再交付 1件につき650円</u></p> <p><u>(1の2) 略</u></p> <p><u>(1の3) 行政書士法第3条第2項に規定する行政書士試験の合格者が合格証を亡失し、又は損傷したときその他必要があるときに行う合格証明書の交付 1件につき650円</u></p> <p><u>(2) 地方公務員として県に在職した履歴、退職その他の事実の証明(労働基準法(昭和22年法律第49号)第22条の規定に基づき交付するもの及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の31に規定する事務に係るものを除く。)</u> 1件につき650円</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(6)～(10) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 削除</u></p> <p>(6)～(10) 略</p>

- (11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につき8,000円  
イ 略
- (12)～(13の4) 略
- (14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付 1件につき650円
- (15)～(15の4) 略
- (15の5) 鳥取県立保育専門学院における成績証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）又は指定保育士養成施設卒業証明書の再交付 1件につき420円
- (16)～(24) 略
- (24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒業証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円
- (25)及び(26) 略
- (26の2) 鳥取県立歯科衛生専門学校における成績証明書又は卒業証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円
- (27)～(160) 略
- (161) 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 登録簿の謄本の交付 1件につき650円  
イ 略
- (162)～(177) 略
- (178) 電気工事業法第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき650円  
イ 略
- (179)～(184) 略
- (185) 計量法第115条の規定に基づく計量証明の事業の登録証の訂正若しくは再交付又は登録簿の謄本の交付若しくは閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 略  
イ 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき650円  
ウ 略
- (186)～(201) 略

- (11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につき7,000円  
イ 略
- (12)～(13の4) 略
- (14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付 1件につき700円
- (15)～(15の4) 略
- (16)～(24) 略
- (25)及び(26) 略
- (27)～(160) 略
- (161) 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 登録簿の謄本の交付 1件につき630円  
イ 略
- (162)～(177) 略
- (178) 電気工事業法第16条の規定に基づく電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき600円  
イ 略
- (179)～(184) 略
- (185) 計量法第115条の規定に基づく計量証明の事業の登録証の訂正若しくは再交付又は登録簿の謄本の交付若しくは閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 略  
イ 登録簿の謄本の交付 1枚につき760円  
ウ 略
- (186)～(201) 略

(201の2) 鳥取県立高等技術専門校における成績証明書又は修了証明書の交付（職業訓練を修了した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円

(202)～(208) 略

(209) 鳥取県立農業大学校における成績証明書又は卒業証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1件につき420円

(210) 削除

(211)～(249) 略

(250) 漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿の謄本等の交付又は免許漁業原簿等の閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき650円

イ 略

(251)～(254) 略

(255) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録の謄本の交付 用紙1枚につき650円

(256)～(267) 略

(268) 建設業法第3条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。）に関する証明書の交付 1通につき650円

(269)～(280) 略

(281) 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき650円

イ 略

(281の2)及び(281の3) 略

(281の4) 建設再資源化法第21条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）に関する証明書の交付 1件につき650円

(282) 略

(282の2) 道路の幅員に関する証明書の交付 1件につき650円

(283)～(295) 略

(295の2) 採石法第32条の規定による登録をした採石業者に対する採石業者登録証の再交付 1件につき4,500円

(295の3) 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の13の規定に基づく採石業務管理者試験合格証又は採石業務管理者認定証の再交

(202)～(208) 略

(209)及び(210) 削除

(211)～(249) 略

(250) 漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿の謄本等の交付又は免許漁業原簿等の閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき520円

イ 略

(251)～(254) 略

(255) 漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録の謄本の交付 用紙1枚につき440円

(256)～(267) 略

(268) 建設業法第3条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。）に関する証明書の交付 1通につき400円

(269)～(280) 略

(281) 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき680円

イ 略

(281の2)及び(281の3) 略

(281の4) 建設再資源化法第21条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）に関する証明書の交付 1件につき400円

(282) 略

(283)～(295) 略

<p>付 1 件につき2,000円</p> <p>(296)～(300) 略</p> <p><u>(300の2) 砂利採取法第3条の規定による登録をした砂利採取業者に対する砂利採取業者登録証の再交付 1 件につき4,500円</u></p> <p><u>(300の3) 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第14条の規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格証又は砂利採取業務主任者認定証の再交付 1 件につき2,000円</u></p> <p>(301)及び(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく1級建築士事務所等の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(304) 建築士法第23条第1項の規定による1級建築士事務所等の登録（同条第3項の規定による更新の登録を含む。）に関する証明書の交付 1 件につき650円</p> <p>(305)～(320) 略</p> <p><u>(321) 教育職員の免許状の授与又は交付に関する証明書の交付 1 件につき650円</u></p> <p><u>(322) 鳥取県立高等学校における単位修得証明書、学習成績証明書、卒業証明書、修了証明書その他の証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1 件につき420円</u></p> <p><u>(323) 鳥取県立特別支援学校における卒業証明書その他の証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。） 1 件につき420円</u></p> <p>(324) 略</p> <p>(325) 略</p> <p>(326) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1) 行政書士法第4条第1項の規定により総務大臣の指定する者に行政書士試験の施行に関する事務を行わせる場合における前項第1号の2の手数料 行政書士試験の施行に関する事務を行う者</p> <p>(2)～(13) 略</p>	<p>(296)～(300) 略</p> <p>(301)及び(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく1級建築士事務所等の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(304) 建築士法第23条第3項の規定に基づく1級建築士事務所等の更新の登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1級建築士事務所 1 件につき15,000円</p> <p>イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1 件につき10,000円</p> <p>(305)～(320) 略</p> <p>(321) 略</p> <p>(322) 略</p> <p>(323) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1) 行政書士法第4条第1項の規定により総務大臣の指定する者に行政書士試験の施行に関する事務を行わせる場合における前項第1号の手数料 行政書士試験の施行に関する事務を行う者</p> <p>(2)～(13) 略</p>
--	---

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3 (第13条関係)		別表第3 (第13条関係)	
事務	金額	事務	金額
1～6 略		1～6 略	
7 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認	略	7 法第7条の6第1項第1号(法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認	略
7の2 法第12条第7項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	1件につき 650円		
8～38 略		8～38 略	
備考 略		備考 略	

(鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正)

第3条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第3条 衛生所において <u>行う診療</u> その他の業務については、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</u>	(手数料の徴収) 第3条 衛生所において <u>行なう診療</u> その他の業務については、 <u>昭和30年農林省告示第778号に基づく家畜共済診療点数表のB種欄により算定した額により</u> 手数料を徴収する。
(1) <u>診療その他の業務(次号に掲げるものを除く。)</u> 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件(昭和30年農林省告示第778号)に基づく家畜共済診	

<p>療点数表のB種欄により算定した額</p> <p>(2) <u>検査証明書、予防接種証明書、家畜薬浴証明書、家畜投薬証明書及び無病証明書の交付</u> <u>1件につき420円</u></p>	
--	--

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条 <u>（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により</u> 県が徴収する道路占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法については、<u>法令その他別に定めのある場合を除く</u> ほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）の規定を準用する。</p> <p><u>（道路予定区域についての準用）</u></p> <p>第7条 <u>第2条から前条までの規定は、道路予定区域に法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に<u>基き</u>、県が徴収する道路占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法については<u>法令その他別に定があるもののほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年<u>11月</u>鳥取県条例第45号）の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>

別表（第2条関係）

区分	単位	占用料			
		金額			
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略			
略	略	略			
地下に設ける電線その他の線類	略	略			
略	略	略			
政令第7条第6号に掲げる施設	略	略			
政令第7条第8号に掲げる器具	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額		

備考 略

別表（第2条関係）

区分	単位	占用料			
		金額			
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略			
略	略	略			
地下電線その他地下に設ける線類	略	略			
略	略	略			
政令第7条第6号に掲げる施設	略	略			

備考 略

（鳥取県警察手数料条例の一部改正）

第5条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（46） 略</p> <p>（47） 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面の交付次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（46） 略</p> <p>（47） 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面の交付次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p>

イ 再交付に係るもの 1件につき <u>650円</u> (48)～(68) 略 2 略	イ 再交付に係るもの 1件につき <u>400円</u> (48)～(68) 略 2 略
--	--

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年1月4日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第79号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 知事(地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された生活環境部の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。以下同じ。)は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>	<p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 老人で規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(6) 障害者で規則で定める要件に該当するもの(以下「障害者」という。)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 規則で定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要として</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 老人で知事が定める要件に該当するもの</p> <p>(6) 障害者で知事が定める要件に該当するもの(以下「障害者」という。)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 知事が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要として</p>

<p>いるもの (9)及び(10) 略</p>	<p>いるもの (9)及び(10) 略</p>
<p>(家賃等の減免又は徴収猶予) 第12条 知事は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、<u>規則</u>で定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。 (1)～(4) 略</p>	<p>(家賃等の減免又は徴収猶予) 第12条 知事は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、<u>知事が別に</u>定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。 (1)～(4) 略</p>
<p>(収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第5条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。 2及び3 略</p>	<p>(収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第5条第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。 2及び3 略</p>
<p>(高額所得者に対する明渡請求) 第21条の2 略 2及び3 略 4 知事は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、その者の申出により同項の期限を延長することができる。 (1)～(4) 略</p>	<p>(高額所得者に対する明渡請求) 第21条の2 略 2及び3 略 4 知事は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、その者の申出により同項の期限を延長することができる。 (1)～(4) 略</p>
<p>(住宅のあっせん等) 第21条の4 知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、<u>第21条の2第1項</u>の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。</p>	<p>(住宅のあっせん等) 第21条の4 知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、<u>前条第1項</u>の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。</p>
<p>(新たに整備される県営住宅への入居の申込み) 第22条の3 前条第1項の規定による請求を受けた者が、法第40条第1項の規定により、当該県営住宅建替事業により新たに整備される県営住宅への入居を希望するときは、<u>規則</u>で定めるところにより、入居</p>	<p>(新たに整備される県営住宅への入居の申込み) 第22条の3 前条第1項の規定による請求を受けた者が、法第40条第1項の規定により、当該県営住宅建替事業により新たに整備される県営住宅への入居を希望するときは、<u>知事</u>の定めるところにより、入居</p>

の申込みをしなければならない。

(使用手続)

第24条の3 社会福祉法人等は、前条第1項の規定による県営住宅の使用の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、県営住宅の使用目的、使用期間その他当該県営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、知事に申請しなければならない。

2及び3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
浜坂第1団地	鳥取市浜坂三丁目及び五丁目
略	
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂四丁目及び六丁目
略	
西品治団地	鳥取市安長及び田島
略	
中南団地	八頭郡八頭町南
略	
住吉団地	米子市旗ヶ崎六丁目
略	
道笑町ふれあい団地	米子市道笑町二丁目
略	
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
浜の上第2団地	西伯郡大山町田中
法勝寺団地	西伯郡南部町倭
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略	

の申込みをしなければならない。

(使用手続)

第24条の3 社会福祉法人等は、前条第1項の規定による県営住宅の使用の許可を受けようとするときは、知事の定めるところにより、県営住宅の使用目的、使用期間その他当該県営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、知事に申請しなければならない。

2及び3 略

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
浜坂第1団地	鳥取市浜坂三丁目
略	
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂六丁目
略	
西品治団地	鳥取市安長
略	
中南団地	八頭郡八頭町南
八東第1団地	八頭郡八頭町才代
略	
住吉団地	米子市旗ヶ崎五丁目
略	
道笑町ふれあい団地	米子市道笑町
略	
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
浜の上第2団地	
法勝寺団地	西伯郡南部町法勝寺
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第1団地 八東第2団地	八頭町
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正中八東第1団地に関する部分及び別表第2の改

正は、平成19年1月1日から施行する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第80号**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 市場施設の利用（第36条—<u>第41条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第42条</u>）</p> <p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗又は卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合</u>にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（事業報告書の提出）</p> <p>第6条 仲卸業者は、事業年度（個人にあつては、1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、規則で</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 市場施設の利用（第36条—<u>第40条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第41条</u>）</p> <p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（営業報告書の提出）</p> <p>第6条 仲卸業者は、事業年度（個人にあつては、1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、規則で</p>

定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、速やかに知事に届け出なければならない。当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

(過料)

第41条 詐欺その他不正の行為により第39条に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 雑則

(規則への委任)

第42条 略

別表（第36条、第39条関係）

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額
卸売	略	
業務施設	水産物の荷さばきのための利用	加工水産物20キログラムにつき 42円
	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月 1,330円
	仕立場のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月 1,330円
略		

備考

1. 「水産物の卸売のための利用」とは、水産物について、卸売業者が出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をするための利用をいう。

定めるところにより、営業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(営業報告書の提出)

第11条 売買参加者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、営業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(受託契約約款)

第22条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない。

第6章 雑則

(規則への委任)

第41条 略

別表（第36条、第39条関係）

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額
卸売	略	
業務施設	水産物の荷さばきのための利用	加工水産物20キログラムにつき 42円
	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月 1,330円
	仕立場のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月 1,330円
略		

備考

<p>2 「水産物の荷さばきのための利用」とは、水産物の選別及び輸送に係る荷造りのための利用をいう。</p> <p>3 水産物の荷さばきのための利用において、荷さばき量が20キログラム未満であるとき、又は荷さばき量に20キログラム未満の端数があるときは、20キログラムとして計算するものとする。</p> <p>4 「仕立場のための利用」とは、卸売を受けた水産物の仕分け及び荷造りのための利用をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>	<p>1 荷さばき量が20キログラム未満であるとき、又は荷さばき量に20キログラム未満の端数があるときは、20キログラムとして計算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
--	--

第2条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																																
<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第36条、第39条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業務施設</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>詰所</td> <td>使用面積1平方メートルにつき1月</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使 用 料		単 位	金 額	卸売業務施設	略		詰所	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円	略			<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して仲卸店舗又は卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第36条、第39条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業務施設</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>詰所</td> <td>使用面積1平方メートルにつき1月</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td>仲卸店舗</td> <td>トルにつき1月</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使 用 料		単 位	金 額	卸売業務施設	略		詰所	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円	仲卸店舗	トルにつき1月		略		
区 分	使 用 料																																	
	単 位	金 額																																
卸売業務施設	略																																	
詰所	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円																																
略																																		
区 分	使 用 料																																	
	単 位	金 額																																
卸売業務施設	略																																	
詰所	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円																																
仲卸店舗	トルにつき1月																																	
略																																		

備考 略

備考 略

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から、次項の規定は同年3月1日から施行する。

## (準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

## (経過措置)

- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例第22条の規定による承認を受けた者は、新条例第22条前段の規定による届出があった者とみなす。

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第81号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 監査委員（以下「委員」という。）に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に <u>基づき</u> 、同法及びこれに <u>基づく</u> 政令に規定するものを除く <u>ほか</u> 、この条例の定めるところによる。	第1条 監査委員（以下「委員」という。）に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に <u>基き</u> 、同法及びこれに <u>基く</u> 政令に規定するものを除く <u>外</u> 、この条例の定めるところによる。
第2条 <u>法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、6人とする。</u>	
第3条 略	第2条 略
第4条 法第199条第4項の規定による監査は、 <u>毎年4月から10月までの間においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に監査することができる。</u>	第3条 法第199条第4項の規定による監査は <u>毎年6</u> 月から10月までの間においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に監査することができる。
第5条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月25日に <u>行う</u> のを例とする。	第4条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月25日に <u>行なう</u> のを例とする。
第6条 略	第5条 略
第7条 監査は、 <u>やむを得ない場合を除き、2人以上</u> をもってこれを行う。	第6条 監査は <u>止むを得ない場合を除き 2人以上</u> をもってこれを行う。
第8条 略	第7条 略
第9条 略	第8条 略
第10条 略	第9条 略

<u>第11条</u> 略	<u>第10条</u> 略
<u>第12条</u> 委員は、 <u>法第125条</u> の規定により議会から請願が送付されたときは直ちにその処理に着手し、その経過及び結果を次の議会に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるものについては、 <u>委員は、理由を付しあらかじめ議長の承認を受けなければならない。</u>	<u>第11条</u> 委員は <u>法第125条</u> の規定により議会から請願が送付せられたときは直に <u>其の</u> 処理に着手し、その経過及び結果を次の議会に報告しなければならない。但し、やむを得ない事情があるものについては <u>委員は理由を付し予じめ議長の承認を受けなければならない。</u>
<u>第13条</u> 略	<u>第12条</u> 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県監査委員条例第2条の規定による監査委員の定数増加に伴う新たな監査委員の任命及びこれに必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県総合開発審議会条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第82号

### 鳥取県総合開発審議会条例等を廃止する条例

次の条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）
- (2) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年鳥取県条例第29号）
- (3) 市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和34年鳥取県条例第24号）
- (4) 鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12号）
- (5) 鳥取県漁業協同組合併助成条例（昭和42年鳥取県条例第26号）
- (6) 鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和45年鳥取県条例第5号）
- (7) 恩給の年額の昭和48年改定に関する条例（昭和48年鳥取県条例第39号）
- (8) 恩給の年額の昭和61年改定に関する条例（昭和61年鳥取県条例第31号）
- (9) 恩給の年額の昭和62年改定に関する条例（昭和62年鳥取県条例第26号）
- (10) 恩給の年額の昭和63年改定に関する条例（昭和63年鳥取県条例第16号）
- (11) 恩給の年額の平成元年改定に関する条例（平成元年鳥取県条例第18号）
- (12) 平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例（平成2年鳥取県条例第2号）
- (13) 恩給の年額の平成2年改定に関する条例（平成2年鳥取県条例第16号）
- (14) 恩給の年額の平成3年改定に関する条例（平成3年鳥取県条例第13号）
- (15) 恩給の年額の平成4年改定に関する条例（平成4年鳥取県条例第16号）

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（以下「旧条例」という。）の適用を受けている者については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。